

社団法人豊島法人会報

昭和52年12月1日

十二月号

(No. 14)



目次

| | |
|------------------|-----|
| 表紙 | 1 |
| 地域別税務懇談会開かる | 2 |
| 講習会終る | 2 |
| 署幹部と婦人経営者との座談会開催 | 3 |
| 青年部会だより | 3 |
| 納税表形式と受影者紹介 | 4 |
| 職員の紹介 | 4 |
| 税務署だより | 5 |
| アンケートについてのお願い | 5 |
| 税のことわざ集(6) | 5 |
| 社長実務学 | |
| 〔不況時の仕事の取り方〕 | 6～7 |
| 社長健康学③ | 7 |
| 豊島区の風土記 | 8 |
| 海外旅行記③ | 9 |
| 国民金融公庫融資のお知らせ | 10 |
| 特定退職金共済制度について | 10 |
| 十二月行事予定 | 11 |
| 都税事務所だより | 11 |
| 源泉所得税実務講座ご案内 | 12 |
| 初級簿記講座ご案内 | 12 |
| あとがき | 12 |

地域別税務懇談会

各地で開催

当法人会の毎年の主要行事として、本年度もその開催が目ざされていたが、長崎地区を皮切りに十月十九日より開催され、約半数を消化した。全体的傾向としては昨年に比べ会員の参加が増加し、非会員の参加が減少していること、質問の時間を多くとっている為に署幹部と会員との対話が充分になされ、昨年より更



に充実した懇談会になっていることである。本年度の主要な説明のテーマは「調査から見た税務のポイント」で法人税、源泉所得税を中心に約一時間半にわたって説明がなされ、そのあと質問の時間となっている。

副署長、三上第一統括官のあいさつにも法人会を大きく育成していこうとの熱意がこめられ、税に関する全般の問題から、税務行政の現況、其他にわたり微に入り細に入り適切な指導がなされ、会員もリラックスして質問続出、今までにない明るいムードの懇談会風景がもし出されている。今迄に終わった地区は次の通りである。

| | |
|---------|------------|
| 十月 十九日 | 南長崎一ノ六丁目地域 |
| 十月 二十四日 | 長崎一ノ六丁目地域 |
| 十月 二十五日 | 雑司谷一ノ三丁目地域 |
| 十月 二十六日 | 高松・千早町地域 |
| 十月 二十八日 | 高田一ノ三丁目地域 |
| 十一月 二日 | 要町・千川町地域 |
| 十一月 四日 | 目白一ノ五丁目地域 |
| 十一月 九日 | 西池袋一ノ三丁目地域 |
| 十一月 十六日 | 池袋一ノ四丁目地域 |
| 十一月 十六日 | 西池袋四ノ五丁目地域 |

講習会終る

昨年同様九月より開始された法人税実務講座及び源泉所得税基礎講座は夫々予定のコースを消化し十一月に終了した。概要は左記の通り。

◆法人税実務講座

九月六日を皮切りに十回にわたり実施された本講座は十一月十六日全コースを終了した。今回は特に試験を行わず、最終日に今回開始した本講座への意見をとりまとめ、次回開催への資料とした。

尚最終日の修了式には高根沢署長、三上第一統括官の御臨席を賜り、署長よりは研修生に対し心暖まる激励のあいさつを戴いた。

◆源泉所得税基礎講座

九月十九日より開始された本コースも七回をもって全コースを消化し、十一月



二十二日に終了した。今回は最終日にテストを行い、二宮第二統括官より全般に亘る講話を行い、其後三時より修了式を行った。

当日も法人税講座の修了式と同じく高根沢署長に御臨席を賜り御あいさつを戴いた。

★ 婦人経営者と署幹部との座談会開催さる

税を知る週間に画期的な行事として婦人経営者と税務署幹部との座談会が税務署地下会議室に於いて開催された。

豊島区内に於ける婦人経営者の数は八五〇社余あるということであるが、其中から当日の座談会に積極的に参加された方々は約三十社の方々と、夫々見識をお持ちの方々であることは言うまでもない。

当日は署からは高根沢署長、小田副署長、篠原総務課長、三上第一統括官、二宮第二統括官、野上席指導官、其他指導官の方々に出席して戴き、当法人会からは今井会長、副会長（五名）、馬場事業委員長、多田総務委員長が出席し最高幹部が勢ぞろいした。

座談会は最初に今井会長のあいさつ、税務署長のあいさつにより始められたが署幹部の紹介ののち税に関するスライドを上映し、税に関する認識を新たにして戴いた。こうした婦人の会合は今回始めての顔合せでもあり、ぎこちない空気が懸念されたので先ず懇談に入る前に最近の経済状況をあまえ、相互信頼に基づく適正な申告納税の推進について小田副署長より話をして戴き、其のあと申告納税制度施行以来三十年を経過した今日、税



に対する理解がどのように向上したのかどうか申告状況の結果等からみても感じを三上第一統括官に述べて戴き、リラックした処で懇談に入った。当日の出席者は既述のように税務に関して深い関心を寄せていられる方々のみであるので多岐にわたる質問が続出し、予定の二時間はまたたく間に終ってしまった。豊島法人会では斯うした婦人の方々の集りは始め

青年部だより

結成以来青年部会の動きは誠に活発である。十月に行った税務研修会に引きつづき十一月は銀行専門家の今井森男氏を講師に招聘し金融に関する経営管理講座を開催し、企業経営発展につながる研鑽を行った。尚各地区の部会も副部会長を中心に大きく動き出し目をみはるものがある。参考迄に各地区の動きをみると次の通りである。

◎高田地区

十月十九日ゴルフ大会を開催し、ゴルフを通じて緊密な人間関係を醸成し、今後の飛躍の基盤を作った。

◎長崎地区

十一月八日興産信用金庫城西支店に於

いて六時より二時間にわたり懇親会を行い、今後の活動の展開について基本的な面についての検討会を行った。

西部副部会長のリードよろしく当日出席の二十名の部員よりは青年部発足の意義並びに今後の展開の基本的な点についての忌憚ない意見のべられ非常に実りのある会合であった。

◎池袋東口地区

十一月十四日六時より「かつ半」に於いて懇親会を開き意見の交換を行った。約半数の十三名が集まり、現在行っている青年部会の事業活動に対する意見が述べられたが、具体的に経営講座への関心度が高く、今後とも活発に実施されるべきだとの意見が具陳された。

尚、人間関係の紐帯をつよめる懇親の場も今後も作っていくということで見解が一致し、今後も機会ある毎に開催されることになった。

納税表彰式挙行

昭和五十一年度

十一月十五日、豊島税務署の昭和五十一年度納税表彰式が東方会館に於いて国税局長はじめ、ご来賓の各位ならびに関係団体の役員多数のご臨席のもとに盛大に挙行された。

栄ある表彰を受けられた方々は次のとおりで、いづれも永年にわたりそれぞれの組織の充実にもちろんのこと、納税道義の高揚、税知識の普及に尽力された方々である。

尚、今回当法人会長今井剛氏が国税局長表彰を受彰されましたが、今井会長が受彰されるまでの功績について小田副署長より紹介がありました。

受彰者の紹介

◆税務署長表彰

- 多田 勲 (社団法人豊島法人会総務委員長)
- 馬場 啓介 (事業委員長)
- 鈴木 恒雄 (常任理事)
- 服部 修 (相談役)
- 仲村 光義 (豊島納税貯蓄組合連合会理事)
- 飯野 虎雄 (指導副部長)

- 小国 香 (豊島青色申告会常任理事)
- 小田 好雄 (理事)
- 前沢 達夫 (常任理事)

◆税務署長感謝状

- 中野 稔 (社団法人豊島法人会広報副委員長)
- 河原 高 (財務副委員長)
- 鳥越卓次郎 (常任理事)



- 手島富五郎 (豊島納税貯蓄組合連合会理事)
- 田島弥太郎 (監事)
- 山口 東三 (豊島青色申告会理事)
- 瀬川 重行 (常任理事)
- 宮坂 恭子 (理事)
- 花井 実 (東京小売酒販組合目白高田支部長)
- 丸山 行雄 (豊島物品税連合協議会副会長)

◆国税局長表彰

今井 剛 (社団法人豊島法人会長)

尚、引き続き豊島納税協力団体協議会の表彰式が行われた。之は六団体長の申し合せにより本年度より各所属団体に於いて功績のあつた方々を協議会として表彰することになったものである。

◆表彰受彰者

- 植松 輝一 (社団法人豊島法人会常任理事)
- 佐久間政義 (理事)
- 松本 彰三 (理事)
- 佐川 房一 (豊島納税貯蓄組合連合会監事)
- 南 芳蔵 (理事)
- 練木藤七郎 (理事)

- 佐賀 金光 (豊島青色申告会理事)
- 坪内 才吉 (常任理事)
- 大隈 達也 (理事)
- 里見 正平 (豊島物品税連合協議会常任理事)
- 篠崎 太平 (理事)
- 鉢木 康弘 (榎東武百貨店商品管理部次長)
- 高田 敬一 (東京小売酒販組合巢鴨支部副支部長)
- 三木 清一 (理事)
- 鴨下 雅男 (長崎支部副支部長)
- 石原 留男 (東京税理士会豊島支部副支部長)
- 小幡 義昌 (理事)
- 太田 金吾 (紀律委員)

職員紹介

十一月一日より左記の方が事務局職員として勤務されることになりましたので御紹介致します。

- 尚、業務は主として渉外関係を担当の予定です。
- 記
- 畑中 政男

税務署だより

◎源泉所得税部門からのお願い

師走に入り、いよいよ年末調整のシーズンとなりました。国税庁の試算によると、ことは四月に減税があった関係で大多数の人に税金が戻って来るとのことです。

さて、年末調整が終了したら次のことに御注意くださるようお願いいたします。

- 1、一月から十一月分までの源泉所得税の納付洩れはないか。
- 2、十二月分納付書には、「年末調整による過不足税額」欄に、年末調整により精算した人員と過不足税額を記入して納付してください。

なお、過納額を還付したことにより納付する税額がなくなった場合でも、納付書(徴収高計算書)は必ず税務署に提出してください。

3、過納額が多いため、充当が長期(三か月以上)にわたる場合は、給与の支払者が「残存過納額明細書」を税務署に提出して、税務署から還付を受けることができます。

4、給与特別減税額の還付未済金額がある場合には、まず、給与特別減税額の還付未済金額を還付し、その後年末調整の過納額の還付をしてください。

5、本年十二月末日になっても、給与特別減税額の還付をしきれない場合には

来年一月一日以後給与の支払者が「給与特別減税額の還付金額明細書」を税務署に提出して、税務署から還付を受けてください。



アンケートについてのおお願い

税務署では、法人会と共催して、各種の説明会、講習会等において、税に対する理解を深めて戴くために、その取扱等を説明したり、皆様方からの御質問にお答えしております。

そこで説明会、講習会等の内容の充実を図り、皆様の御期待にそうよう、昨年の暮から今年の春にかけて、「皆様方が説明会等で何を求め、何を希望されているか」についてアンケートをお願いしました。回答を戴いたアンケートは、すべて希望項目毎にコンピューターに記憶させております。従いまして、これからの説明会等は希望の多い項目から順次実施してまいります。未だアンケートを戴いてない方につきましては、次の要領により御提出下さるようお願い致します。

〔アンケート用紙の送付〕
十二月月上旬に該当の各会社宛送付致します。

〔アンケートの提出〕

来春一月三十一日までに「支払調書等の合計表」に添えて御提出願います。

豊島税務署 申告指導担当

よく使われる諺ですが、不正をして得た金は有難さがわからないので、とかくつまらないものに使ってしまい、後に残らないということのようです。

たとえば、脱税者がいくら架空名義や無記名の預金をたくさん持っていて、



悪銭身につかず

税のことわざ集 (6)

本来の事業活動に使えません。あげくの果てに脱税が見つかれば、重加算税などが課税され、後にはほとんど何も残らないでしょう。別につまらないものに使ってしまうわけでもないのにこの始末です。

ところで、詐欺やドロボウでもうけたお金には課税されるのでしょうか。もちろん課税されますし、詐欺師やドロボウで大金持ちになった話は聞きません。これなど、まさに「悪銭身につかず」です。



社長実務学

不況時の仕事の取り方

田中要人 (会社業務総合研究所所長)

販売努力とコネの活用

長びく不況で仕事が減れば、使用人や機械設備を遊ばせることになる。しかも在庫品は累増する。また、代金の支払が悪くなって資金繰りが苦しくなるうえ、経費は毎年増えていく。結局、差し引き赤字経営に転落するというのが現況——こういふときに、どうすれば仕事が取れるか。

まずは、販売と営業のやり方——例えば、外売の地域を人手を増やさず、他社の業界にも手を伸ばしていく。そして、他社でできない製造や販売の方法を考案して実行する。横浜市内で工場消耗品を販売しているある会社は、販売先を中小工場から大工場に広げ、毎朝事務

ある。法令様式を販売しているある会社は、経営が堅実で同業者も追従できないといわれている。この会社が扱う法令の様式は、千種類ほどあるが、小売店の店員でもその内容と使い方をよく知っていないければ、商売にならない。しかし、一朝一夕に教えこむわけにはいかない。それをよく覚えるように指導するという努力を積み重ねているが、こうしたことでも太刀打ちできないであろう。さらに、千種類という様式を客の求めに応じて、即座に取り出さなければならぬが、そうした店内の整理と保管が合理的に行われている。一般の商店ではとてもむずかしいのではないだろうか。もう一つ見のがせられないことがある。法令様式の値段はいずれも安い、消費者が自分で作ればめんどうで、しかも高くつく。そのところをよよく考え、値段の安いものを独自の印刷方式でさらに安く作っている。こうした経営努力で他の追従を許さず、販売の地盤を固めて営業成績を上げているという。

(「法人の税務」より転載)

開始前から出向いて注文をうかがう。他社の営業マンは早くても昼頃なので、急な入用品などは早速注文が出るが、地もとなので折返し納品する。しかも注文取りには相手の質問や交渉に即答できるペテランが出向くので、売上高は倍増したという。

つぎは、コネを探して新しいコネをつくり、これを利用して売上げを伸ばすこと。少しでも役に立ちそうなコネを列挙して、一人ずつ利用の仕方を研究し、その結論に基づいて実行に移す。ある会社では、さる大会社の購買課長にちよつとした縁故があったので、ごく内密で営業顧問になってもらい、商品の売込みを斡旋させた。もちろん口をきいてもらうだけだが、これが注文の獲得に大きく役立つたのである。またある会社のセールスマ

ンは、訪問した会社の守衛に煙草を二、三箱にぎらせて親しくなり、資料課の誰かを紹介してくれと頼んだところ、たまたま守衛の甥がいた。この甥から主任に話して通じて試しの取引となったが、よい商品を少々安値で正確に納め、しかもこれを何回か続けて、常時取引をすることにいったという。

作戦台帳で相手を攻略

新しい得意先を開拓していくことも大切である。取引のできそうな相手を計画的に見付け出し、意欲的に体当たりしていく。

ある中級の印刷会社は高性能の輪転機を設備しているが、仕事がかかるともある。そこで、急ぎの仕事をかかえた印刷会社を見付け出し、「わが社は輪転機だから、コストは三分の一か四分の一になり、能率がよいから納期も早くなります。仕事量が多くて急ぎのときは、下請けのつもりで仕事を回してください」ともちかける。こうして相当の成果をあげているという。

また、あるゴム製品の会社は、お得意先の販売作戦台帳を作成して一社ごとに取引の方法を記載し、これをもとに販売活動を展開している。例えば、A社の需要量はこれだが、わが社はこれこれれしか売込んでいない。だからまだ取引をこれくらい伸ばせる。担当の幹部はこういう性格だから、この手で攻めれば

よいなどと、作戦の内容を事こまかく記載している。つまり取引先の裏の裏まで精密に調査して、効果的な手を打つのである。これで相当な成績を上げているようだ。

他の追従を許さぬ商法

注文を取る担当者の工夫も大切だ。ある会社では、工場長や職長、製造課長など営業部員以外の者を活用して、よい成績をあげている。こういう人々は、同業者の幹部などに知人や友人が案外多いから、そうした人々のコネで注文を取りやすい。企業によっては、この手が効果的で、受注高の半数近くを占めている会社もあるという。

製造経営については、まず原材料の仕入れや製造の工程を工夫してコストを下げ、他の追従を許さぬようにすることである。

例えば、需要の動向を見きわめ、製造を機械化して工程と作業を単純化し、コストを大きく引き下げる。そして、他社が千五百円で売れるものを千円で売れるようにして、値段の方ががっちり食い込む。また性能や能率を改善して、他社がまねをできないようにもっていくことで

社長健康学 (3)

ガンで死なないために

近藤 宏 二

医学のすべての分野で前進があり、躍進があるように、ガン対策の分野でもそれが顕著である。この原稿をお読みなった方々は、一―三項ですべてとしないで、ガンに関する情報の提供と提言を真正面からうけとめ、今年はこのでよい”としながらも、五年後は十年後はその時点での最善策”により、ガンに立ち向うことが望ましい。これはまた、私自身もそうしつづあり、そうして行く姿勢でもある。

① ガンのできる原因は人体(動物でも)に特殊のウイルスが入り、ある場合は急性の発病(白血病などの血液ガン)をおこすが、多くの場合は特定の場所(胃や

気管支の粘膜細胞ほか)に入りこみ、これにもう一つの条件が加わると、その細胞をガン細胞に変革させ、それから細胞分裂→増殖→進行をおこす。これが今日の発ガンの原理である。

② そこで発ガンをおさえる予防ワクチン、初期発ガンの治療ワクチン、または抗ガン剤の発見にと、ガンの医学は進み、すでに効果をあげている制ガン剤が

③ ワクチンや制ガン剤は、身体どこにできたガンであるかによって、効果がちがう。制ガン剤には有効でも副作用のあるものもある。身体の部位部位での発ガンウイルスは違うのかも知れない。そこで制ガン剤と漢方薬の併用療法を現在

④ 将来、血液の反応で身体どこかにガンが発生したかを診断する方法が発見され実用化される。これにより手術をしないでワクチン、薬物、アイソトープなどで早期診療のできる日がくる。あと十年か二十年以内に。今の三十才代、四十才代、つまり次の重役、社長さんならばガンで死ななくなる。

⑤ ガンに効く薬物やワクチンなど、新聞、雑誌で今後もつきつぎに紹介され、マスコミをにぎわすことになるうが、愛読者諸賢は、さきに述べた「ホームドクター」に相談するのがいちばん間違いない。私は四年来、自由国民社の現代用語辞典の医学編を担当しているので、その年々の新発見や新情報をご覧くださ

(「法人の税務」より転載)

豊島区の風土記

(6)

《雑司が谷界限の巻》

あさがお塚

江戸文学、ことに俳句に表われている雑司が谷は、かなり多く残されている。古くは目白台「疎儀荘」に住んでいた国学者であり、俳諧連歌師で、松尾芭蕉の師でもあった北村季吟から記されている。「一僕とほくほくありく花見哉」季吟 これはこの作かは判然としないが法明寺辺りの花見を詠んだものと考えられる。季吟の手記によれば、

「日ながき折は鬼子母神の在す曹司谷も遠からず、護国寺の御寺も老いの歩みに猶近ければ……疎儀荘に帰れば日暮れぬ。宵過ぎて月、松の上にさし出であきらけく、ここには今日見し花の色とも見えず馬の声も聞えず……」いかにも当時の鬼子母神通りの情景を眼のあたり見るようである。

法明寺山門左前に「あさがお」の句碑がある。この句碑は戦前まで寺の岐れ道中央の焼けた樺の大樹の根本にあったものを、現在では玄静院の垣近く押しつけられたところに建っている。碑面には、「あさがおやくりから竜のやさすがた」富久 とあり酒井抱一筆の朝顔の絵が添

えて彫られている。

富久は戸張喜惣次の俳号で、仙里富久とも呼ばれ江戸における有名な金工師の一人である。

彫金は大家後藤祐乗に師事し、その優れた才能は高く賞されていた人である。刀のつばなど小柄な朝顔の図柄を巧みに彫り裏にこの朝顔の句を刻したので特に喜ばれたという。本納寺境内の蜀山人筆の「月花塚」を建てた時にも追悼歌を手向けている。風流を好み蜀山人、抱一などの交流もあり、雑司谷名代の「藪そば」の主人でもあった。

あさがお塚より近く「明けしらむ花に人なし露の音」二世花塚(かしょう)健々の花の句碑があるが事情も年代も一切記されていない。

鬼子母神本堂の正面左側にも「面倒になればおつるか蝸牛」牛山の句碑がある。牛山は、京都加茂神社の祠官で名を蒙頭といい、漢学に達し書も能くし江戸に如蘭社を設けたという人であるが、どうしてここに句碑を建てたか、これもはっきりしたものが残っていない。

宝城寺門前にも「梅が香にのつと目の

出る山路かな」芭蕉の梅塚と呼ばれた句碑があったが、いつの頃から破損して門前に埋められ、今は残念ながら見る事が出来ない。

▽雑司が谷霊園

公害と雑音の中、雑司が谷霊園は実に静かである。四季折々の草花を見ることが出来、野鳥の声も聞くことが出来る。ところである。

この霊園はもと安藤対馬守の下屋敷だったが、寛永十五年十二月十九日、三代將軍家光が雑司が谷に一万七千四百余坪の菜園を拓いたものが初まりで、当時は池田道隆、山下宗塚を園監とし、同心二人、園丁十人を置いた。朝鮮からも多くの菜種及び草根類を取寄せ、此の菜園で栽培研究を重ねていたが、延宝九年二月十一日麻布に移されて跡を断った。

然しながら慶応四年発行の五月雨草紙の中には

「享保中雑司が谷に菜園あり、今の護国寺の転地なりと云い伝う……」

明治初め更に東京市の種苗園となり、その一部は畑地として使用されていたが明治七年九月に東京市の共同埋葬墓地となったのである。

区内の寺の多くは明治末期より大正初期にかけて移転し、それにもなって墓が移されたが、この霊園は多くの著名人が静かにここに眠っていると云うことで一層この墓地の重厚さが感じられる。

先づ霊園で一際目をひくのは、夏目漱石の墓であろう。初め夏目金之助の墓といかにも親しみ易いものであったが昭和の中頃か、現在の偉大な墓石に立て変えられたのである。

「文献院古道漱石居士」の戒名と共に夫人の戒名も書き並べられてあり、椅子の様な墓石もめずらしく感じられる。

更には漱石も畏敬していたと云われるフォンケーベル。

婦化の大学講師としての小泉八雲。異色の文学者若野泡鳴。冒険小説家押川春浪。「柳橋新誌」で波紋を投げた成島柳北。女の紅涙をしばった泉鏡花。「煤煙」の森田草平。浅草に生き浅草をこよなく愛した永井荷風。なお女性としては大塚楠種子の墓が有名である。美貌の閨秀作家として、漱石の「虞美人草」のモデルと云われ、漱石はその死を悼みて「有るほどの菊投げ入れ棺の中」と其の心情を詠んだといわれている。

宵待草の唄で一世を風靡した竹久夢二の墓は有島生馬の書と云われ「竹久夢二を埋む」と実に見事な筆跡が印象的である。更に島村泡月の墓に移ると墓というよりは碑である。碑面には「在るがままの現実に即して全的存在の意義を髣髴す観照の世界也」と右には「此心境を芸術と云う」の文字が彫られている。孤独の俳論家として大須賀乙字。見神論で有名な綱島染川。歌壇の大御所窪田空穂。などを数えることが出来る。

海外旅行記

ブラジルあれこれ ③



玉野自動車工業株式会社 社長

多田 勲 (総務委員長)

又ブラジルは食べ物かうまい。日本のたべ物は殆んど揃っているようで、豆腐納豆まであり、うなぎの養殖場もあるようである。魚も冷凍物でない生のものが食べられる。開発途上国につきまとう貧富の差もはげしいが、いくら貧しくても餓死する者はいないという話である。

翌日、世界的に有名なイグアスの滝にむかう。七二七型機で約一時間二十分、その間全くの平地、原始林である。日本ではいけば東京から札幌まで原始林が続いていることになる。漸く一本の河がみえ出した。その先にイグアスの滝がある。七二七型機はサービスにこの滝の上を施回してくれる。この滝は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイの国境にまたが

った瀑布で、幅五杆、最大落差百米以上、その素朴な雄大さはみるものを圧倒する。我々が訪れた時は丁度水量が少なく、滝の数も半分位だったが、それでも観る価値は充分ある。国営のホテルから滝壺までの下り坂の道を迎ると、みる場所によってその景観が変わり、滝壺までおりと飛び散るしぶきで虹が出来ている。又ホテルの庭からヘリコプターが飛んでいて滝を一周し滝壺を一気に急上昇してくる。尤もこのヘリコプター、横の方が完全に開放してあって、シートベルト一本で体を支えなければならないので大変怖い。

ここでサンパウロの邦字新聞について御紹介しよう。私の手に入ったのはサン

パウロ新聞とパウリスタ新聞の二紙であるが、二日前の日本のプロ野球の記事(王選手の十五号のホームラン)、ゴルフで樋口久子が全米女子プロに優勝したこと、又後楽園場所と題してお相撲さんの野球の様子も貴の花の写真入りで紹介されている。又東亜相互企業の倒産、来年むかえる移民七十年祭に天皇陛下の御訪伯を働きかけるようカイゼル大統領におねがいしている記事などが満載されている。面白いのは死亡通知、会葬御礼で喪主の他にその子供全部の名前とその配偶者の名前がずらりと並んでいる。例えば「じくじくした方の子供が七人で全部結婚しているとすると、喪主の奥様の他に十四人の名前と、その他に孫一同親戚一同の文字が入るので大変な行数になる。とにかく日系人にとっては日本での出来事には大変な興味関心があるようで、生きているうちに一度は祖国へ帰ってみたいというのが念願であるらしい。

又サンパウロでは前述したように自動車の数が急速に増えているため、排気ガスによるスモッグがものすごく(東京よりもうすこい)六月十三日には十七・四PMを記録し、今年に入ってから五十三回目の注意報が出されていて、なるべく

乗り合いで車にのるようになるとの呼びかけがされていた。

地球の裏側の国ブラジル迄は遠い。ロス経由の直行便でリオ迄二万五千杆あるという。しかし一九〇八年最初の移民船「笠戸丸」が、七百八十人の日本移民を乗せてサンスト港に入港して以来続いている日伯の関係は今後も増々深くなるであろうし、広大な資源国ブラジルへ雄飛する日本人が続々と出ることを期待したい。

(十頁よりつづく)

◎従業員一人につき一、〇〇〇円(一口)から、一万円(十口)まで加入できます。

◎掛金は、あらかじめ指定された金融機関の口座から自動的に振り替えられ便利です。

◎中小企業退職金共済制度にご加入の事業所でも、この制度を併用してご利用いただけます。

◎東京都下の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。

東法連では本制度を、昭和五十二年十一月一日より発足いたしましたので、貴社におかれましてはこの機会に、是非ご検討の上ご加入下さるようお推めいたします。

▷ 昭和52年12月行事予定 ◁

| (日 時) | (行 事) | (場 所) |
|------------------------|--------------|----------|
| 12月 1日 (木) 13.30~16.30 | 年末調整説明会 | 東京信用金庫本店 |
| 2日 (金) " " | " | " |
| 5日 (月) " " | " | 富士銀行目白支店 |
| 6日 (火) " " | " | " |
| 7日 (水) 18.00~20.00 | 青年部会チャリティ忘年会 | 東方会館 |
| 8日 (木) 13.30~16.30 | 新設法人説明会 | 署地下会議室 |
| 9日 (金) " " | 決算法人説明会 | " |
| 12日 (月) 13.30~15.30 | 理 事 会 | " |

◎ 国民金融公庫よりのお知らせ

中小企業倒産対策緊急融資のあらまし

国民金融公庫では、関連企業の倒産により資金繰りに困難をきたしている中小企業の方に対し、緊急融資を行うことになりました。

融資対策

取引先企業が事実上倒産したことにより、資金繰りに困難をきたしている中小企業の方で、倒産企業への売上債権を五〇万円以上有している方又は売上依存率が二〇%以上の方が対象となります。

なお、事実上倒産した企業と直接取引がなくても、間接的に影響を受けて資金繰りに困難をきたしている中小企業の方も対象となります。

資金使途

売上債権の回収困難、売上減少等のため緊急に必要となる運転資金

貸付限度等

既往貸付状況にかかわらず五〇〇万円以内。
なお、担保についてはできるだけ弾力的に取扱います。

貸付利率

- (1) 倒産企業に連関のある企業に貸付利率が軽減されます。
 - ① 月商の一〇%以上二〇%未満に相当する額の被害を受けているとき……………年七・二五%
 - ② 月商の二〇%以上に相当する額の被害を受けているとき……………年六・七五%
- (2) 民間金融機関が関連企業のいすれかに対して長期運転資金貸付の金利を年六・七五%以下に引下げるとき……………年六・七五%

貸付期間

五年以内(場合によって一年以内の据置期間をおくことができます。)

取扱期間

昭和五十三年三月三十一日まで

なお、詳細については当支店までお問合せください。

国民金融公庫池袋支店

◇ 東京法人会連合会の

特定退職金共済制度について

◎ 賃税法の施行

政府は、昭和五十二年四月一日、「賃金の支払の確保等に関する法律」(賃税法)を施行し、事業主に対し、社内預金と退職金に関する保全措置を義務づけることとしました。(社内預金は強行規定、退職金は努力義務規定)これは、長期にわたる不況によって、経営の不振、さらには倒産といった事態にいたる企業が統廃し、社内預金の返還不能、退職金の不払といった誠に不幸な状況が見られるところから、これを未然に防止することとその目的があります。

- ① 退職金の保全措置を要しない事業主
賃税法は、退職金の支払を約した事業主に、保全措置を求めるのですが、次の事業主については、保全措置を要しないとしております。
- ◎ 法令に基づく社外積立制度を採用している事業主
- ◎ 労働大臣の指定を受けた特殊法人等である事業主
- ◎ 労使協定を締結した事業主

以上のうち最初の「法令に基づく社外積立退職金制度」とは、「中小企業退職金共済制度」、「社会福祉施設職員退職手当共済制度」、「適格退職金共済制度」、「厚生年金基金制度」、および「特定退職金共済制度」をいいます。

「職金共済制度」をいいます。

② 東法連の特定退職金共済制度

退職金は、従業員の老後生活を支える基本財源とされているところから、企業にとっても人材の導入、勤労意欲の高揚に不可欠の福祉制度として重視されております。ところが中小企業においては、単独で有利な退職金制度を実施することは極めて難しい情勢にあります。そのため、法人会では、かねてより、会員に対するサービス事業の一環として、法人会独自の退職金制度を実施すべく検討してまいりました。折柄、政府が賃税法を施行したため、これを機会に昭和五十二年財団法人東法連特定退職金共済会を設立し、賃税法に対処する制度として、「特定退職金共済制度」を実施することにしたものです。同制度採用の業主に対しては、賃税法に規定する、退職金の保全措置を免除されることになっております。東法連の特定退職金共済制度は、次のような特色をもっております。

- ◎ 退職金の給付率は、大企業並みに有利です。
- ◎ 掛金は、全額事業主負担です。
- ◎ 負担された掛金は、全額損金算入できます。(従業員給与の上積にもなりません。)(九頁につづく)

都税事務所だより

◎ 年末、年始の都税の窓口のご案内
都税の申告や納税・各種証明などの都税事務所の年末の事務取扱は、十二月二十八日(水)で終り、新年は一月四日(水)から始まります。

休み中の申告書・申請書の受付は「申告書受箱」で行ない(控は後日郵送します)。納期内及び納期後一カ月以内の都税の納税は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合で十二月三十一日(土)まで取扱っておりますのでご利用ください。

◎ 十二月は固定資産税第三期分の納期です

お近くの銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、または都税事務所で、十二月二十七日(火)までにお納めください。
なお、第一期、第二期分の未納のかたは都税事務所でお納めください。

◎ 事業経営の方へ…賃却資産の申告をお忘れなく

固定資産税の課税対象は、土地、家屋のほか事業用資産(建築設備・機械・装置・運搬具・什器・備品)などの賃却資産があります。

これらの賃却資産をお持ちの方は毎年一月一日現在の所有状況を、十二月中に

お送りする申告用紙で左記によりご提出ください。

記

- 一、申告期限 五十三年一月三十一日(火)までですが、なるべく一月十七日(火)ごろまでにお願ひします。
- 一、申告先 問合せ先 資産所在地の都税事務所です。

◎ 住宅用地の申告が必要ですが…固定資産税

土地を住宅用地として使用している場合は、土地にかかる固定資産税が軽減されるような、特別の措置がとられていません。

昭和五十二年中に、売買、相続などにより新たに住宅用地を取得した場合など左記の事項に該当する方は、五十三年一月三十一日(火)まで「固定資産税の住宅用地等報告書」を提出してください。

- 一、分筆、合筆、境界変更などにより住宅用地の地積(面積)を変更したかた。
- 一、住宅新築などにより土地を新たに住宅用地として使用したかた。
- 一、住宅用地の全部又は一部を、家屋の用途変更、業務用家屋の新築、住宅のとりこわしなどにより住宅用地以外の用途に変更したかた。

申告と問合せは資産所在地の都税事務所です。

東京都豊島都税事務所

講習会のご案内

源泉所得税講座実務コース

53年1月開講（1月～4月）1回2時間・10回

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。なお「法人税実務講座」「源泉所得税講座基礎コース」を受講なさった方には是非おすすめします。なお今回は社会保険および住民税についても取り入れます。

（受講料——テキスト代其他として 1名 1,000円）

簿記講座

53年1月開講（1月～3月）1回2時間・10回

本コースは、初歩から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳、元帳、記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

（受講料——テキスト代其他として 1名 2,000円）

〔社〕豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16 TEL 981-0034・985-8940

あゝと日々

早いもので不況のあらしの中で又師走を迎えてしまいました。毎日毎日が大変な御苦労の連続であろうと推察致します。どうか不況に負けないで頑張り抜いて下さい。

ところで会報も毎月発行ということでおてもとにお送り致しました。皆様の為の会報としてお役に立つべく努力致して居りますので、参考意見等をお寄せ下さいますようお願い致します。

地域別税務懇談会も約半数を消化致しました。一月末より巣鴨地区、池袋東口地区が始まります。多数の方々の参加を期待致します。

最後に御寄稿賜った方々に厚く御礼申し上げます。

発行 社団法人 豊島法人会

豊島区南池袋二の九の十六
電話(03)九八五八九四〇
(九八一)〇〇三四〇

発行人 今井 剛

編集人 広報委員会

印刷所 星光印刷株式会社